平成２５年（フ）第４７号
兵庫県加古川市尾上町安田594番地の11
破産者　長嶺　眞司
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８２号
兵庫県加古川市西条山手１丁目12番８号
破産者　隆電工こと　中島　　孝
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７０号
香川県高松市屋島西町2497番地１　ファミール屋島西町605号室
破産者　石谷　敦志
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６６号
佐賀市鍋島町大字蛎久1484番地２
破産者　於保　南生
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
佐賀市鍋島町大字蛎久1484番地２
破産者　於保美恵子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
熊本市中央区渡鹿６丁目７番57号　サザンクロス白川103号、住民票上の住所熊本市中央区渡鹿５丁目15番28―701号　コアマンション渡鹿
破産者　鶴田　雄二（破産手続開始決定時の氏片岡）
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿屋市上谷町11520番地３　ユイハウスＣ棟、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町2257番地27
破産者　山元　昭実
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８号
秋田県由利本荘市谷山小路７番地
破産者　印藤　俊一
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５４２号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目２番
破産者　杉田　　茂
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
甲府市湯村３丁目８番７号
破産者　小澤　正彦
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
山梨県南巨摩郡身延町下山9276番地１
破産者　佐野　文男
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
愛知県安城市美園町２丁目５番地22
破産者　津曲　洋子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
愛知県安城市大東町10番19号　オーキッド・グレース201
破産者　下村　秀樹
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
兵庫県芦屋市松浜町３番６号
破産者　寛ぎの空間こと　木原　文子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１７号
兵庫県西宮市本町９番21―101号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目39番12号
破産者　加藤　隆浩
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４８号
大阪市福島区鷺洲１丁目12番33号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市潮江１丁目４番２―401号
破産者　田淵　博昭
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１７号
広島県福山市郷分町726番地11
破産者　ラーメン大王こと　佐藤　正射
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１７９９号
愛知県知多郡南知多町大字大井字山田67番地１、住民票上の住所名古屋市中区千代田１丁目８番21号
破産者　櫻井　長博
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３号
佐賀県武雄市山内町大字大野6351―１　大野病院、住民票上の住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久510番地１
破産者　山田　由子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部